

特集 2

財産開示制度の将来—債務名義執行力強化のために

米国における財産開示制度の概説



米国カリフォルニア州弁護士
鈴木淳司 *Suzuki,Junji*

- I 連邦民事事件における財産開示制度
- II カリフォルニア州法における財産開示制度
- III 実務的考察

米国では、連邦と各州において異なる財産開示制度を設けているが、特定の財産が判決の執行対象に該当するかどうかは州法に従うのが原則である。連邦裁判所管轄事件の判決債権者は連邦または州の財産開示制度を選択して利用できる。他方、州裁判所確定事件の判決債権者は連邦の財産開示制度を利用できない。以下、連邦の制度および各州の制度は大きな差はないので、筆者が詳しいカリフォルニア州の制度をそれぞれ考察する。

I 連邦民事事件における財産開示制度

民事執行手続を準用している。

連邦民事法の財産開示制度は、訴えの係属中に行われる情報開示手続に準じる。(1)口頭証言録取²⁾、(2)書面証言録取³⁾、(3)質問状⁴⁾、(4)書類等の提出、不動産立入⁵⁾、(5)身体・精神検査⁶⁾、および(6)自白要請⁷⁾の6種類である。これらの手続は、まず当事者間のみで行われ、裁判所は介入しない。債権者は、自ら手段を取捨選択して、債務者・第三者に開示を求める。

情報開示の求めに従わない者がいる場合、債権者は、裁判所に対し、開示命令を申し立てることができる⁸⁾。不開示の正当事由が認められない場合、裁判所は、開示命令の申立てにかかる弁護士費用等の支払を命ずることができる⁹⁾。また開示命令に従わない場合、債権者は、裁判所に対し、不開示行為が法廷侮辱相当であることを確認する申立てができる¹⁰⁾。法廷侮辱が認められた場合、刑事罰として、1000ドル以下の罰金、もしくは6ヶ月以下の禁錮刑が科せられる。連邦裁判所においては、10万ドル以下の範囲で民事罰を科すことができる¹¹⁾。民事罰は懲罰だが、刑罰には当たらない点に特色がある。

連邦法における民事執行は「執行令状(Writ of Execution)」に基づく。執行の方法は、連邦の法律および、各連邦裁判所が所在する州の民事執行の例による¹⁾。実務では、広く各州の